

介護保険で利用できるサービスと費用のめやす

下表は介護保険と市が実施する介護予防・生活支援サービス事業で、利用できるサービスと利用できる方、費用のめやすの一覧になります。ご利用になる場合は、担当のケアマネジャーや施設にご相談ください。

訪問を受けて利用するサービス		訪問・通所・短期入所を組み合わせたサービス	
サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす	サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす
訪問介護 (要介護1～5)	ホームヘルパーが居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護や、掃除、洗濯、調理などの日常生活上の援助を行います。 ●身体介護(20分以上30分未満) (1回)2,644(265)円 ●生活援助(20分以上45分未満) (1回)1,940(194)円	◎小規模多機能型居宅介護 (要支援1・2、要介護1～5)	通所を中心に、利用者の状態や希望に応じて、随時、訪問や宿泊を組み合わせ入浴、排せつ、食事などの介護や、日常生活上の援助などを行い、居宅での生活の継続を支援します。 ●小規模多機能型居宅介護(1か月) [認定区分により]36,777(3,678)円～290,047(29,005)円
訪問型サービス (介護予防・生活支援サービス事業) (要支援1・2、事業対象者)	①ホームヘルパーによる家事支援や身体介護②生活支援サポーター(市実施の研修修了者)による家事支援③運動機能向上を目的とした短期間(12週)の支援プログラム ●週1回の場合(1か月)12,747(1,275)円 ●週1回の場合(1か月)11,858(1,186)円 ●短期集中型サービス(1回)2,500(250)円	◎看護小規模多機能型居宅介護 (要介護1～5)	上記の小規模多機能型居宅介護のサービス内容に加えて、必要に応じて訪問看護を組み合わせたサービスが提供されます。 ●看護小規模多機能型居宅介護(1か月) [認定区分により]132,685(13,269)円～334,809(33,481)円
訪問入浴介護 (要支援1・2、要介護1～5)	入浴設備や簡易浴槽を備えた入浴車などで居宅を訪問して、入浴の介助を行います。 ●全身入浴(要支援1・2)(1回)9,279(928)円 ●全身入浴(要介護1～5)(1回)13,723(1,373)円	居宅での暮らしを支えるサービス	
★訪問看護 (要支援1・2、要介護1～5)	主治医の指示のもとで看護職員などが居宅を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助、療養指導などを行います。 ●訪問看護ステーション(20分未満)(1回)3,403(341)円 ●病院または診療所(20分未満)(1回)2,883(289)円	サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす
★訪問リハビリテーション (要支援1・2、要介護1～5)	理学療法士や作業療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復のために必要なリハビリテーションを行います。 ●リハビリテーション(1回)3,283(329)円	福祉用具貸与 (要支援1・2、要介護1～5)	車いすなど、居宅生活に必要な福祉用具を貸し出します。なお、品目ごとに利用できる認定区分が決まっています。 [対象品目]要支援1・2、要介護1)①手すり②スロープ③歩行器④歩行補助つえ(要介護2～5)①～④に加え、⑤車いす(付属品含む)⑥特殊寝台(付属品含む)⑦床ずれ防止用具⑧体位変換機⑨認知症老人徘徊(はいかい)感知機器⑩移動用リフト⑪自動排せつ処理装置⑫は要介護4・5のみ
★居宅療養管理指導 (要支援1・2、要介護1～5)	医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導などを行います。 ●医師による指導(1回)5,150(515)円 ●歯科医師による指導(1回)5,170(517)円 ●薬局の薬剤師による指導(1回)5,180(518)円	特定福祉用具購入 (要支援1・2、要介護1～5)	用具の種類および事業所によって、貸出料金は異なります。入浴や排せつなど貸与になじまない福祉用具を購入した場合、1年間に10万円を限度に購入費の9～7割の額を支給します。 [対象品目]①腰掛け便座②自動排せつ処理装置の交換可能部品③排せつ予測支援機器④入浴補助用具⑤簡易浴槽⑥移動用リフトのつり具⑦固定用スロープ⑧歩行器(歩行車を除く)⑨単点杖(松葉づえを除く)⑩多点杖
◎定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (要介護1～5)	日中・夜間を通じて定期的な巡回と随時の通報により、介護や看護、緊急時の対応などを行います。 ●訪問看護も利用する場合(1か月) [認定区分により]86,134(8,614)円～306,750(30,675)円	※なお、令和6年4月1日以降は、以下の品目は一定の条件のもと貸与と購入のいずれかが選択できます。 ●固定用スロープ●歩行器(歩行車を除く)●単点杖(松葉づえを除く)●多点杖	
◎夜間対応型訪問介護 (要介護1～5)	夜間でも安心して在宅生活が送れるように、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います。 ●基本夜間対応型訪問介護(1か月)10,720(1,072)円 ●定期巡回サービス(1回)4,032(404)円 ●随時訪問サービス(1回)6,146(615)円	住宅改修 (要支援1・2、要介護1～5)	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合、20万円を限度に改修費の9～7割の額を支給します。改修工事の着工前に申請が必要です。 [対象種類]●手すりの取り付け●段差の解消●滑りの防止、移動用リフトのための床材の変更●引き戸などへの扉の取り替え●洋式便器などへの便器の取り替え●前記の改修に必要な付帯工事
通所して利用するサービス		在宅に近い暮らしができるサービス	
サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす	サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす
通所介護 ◎地域密着型通所介護 (要介護1～5)	通所介護施設に通い、食事や入浴などの介護や機能訓練、レクリエーションなどが受けられます。地域密着型通所介護は定員18人以下の事業所によるサービス。 ●通所介護(通常規模型、7時間以上8時間未満)(1回) [認定区分により]6,935(694)円～12,099(1,210)円 ●地域密着型通所介護(7時間以上8時間未満)(1回) [認定区分により]7,936(794)円～13,828(1,383)円	特定施設入居者生活介護 (要支援1・2、要介護1～5)	介護付きの有料老人ホームなどに入居し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話などが受けられます。 ●特定施設入居者生活介護(1日) [認定区分により]1,928(193)円～8,569(857)円
通所型サービス (介護予防・生活支援サービス事業) (要支援1・2、事業対象者)	①リハビリ専門職や看護職員などによる体操やリハビリ、レクリエーション②運動機能向上を目的とした短期間(12週)の支援プログラム ●1日デイの場合(要支援1)(1か月)18,950(1,895)円 ●短期集中型サービス(1回)2,500(250)円	◎認知症対応型共同生活介護 (要支援2、要介護1～5)	認知症の方が共同生活をする住居(グループホーム)で、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。 ●認知症対応型共同生活介護(1日) [認定区分により]7,894(790)円～8,906(891)円
◎認知症対応型通所介護 (要支援1・2、要介護1～5)	認知症の方を対象とした通所介護サービスで、認知症専門のケアを行うことで症状の進行を遅らせ、状態の改善を図ります。 ●認知症対応型通所介護(併設型、7時間以上8時間未満)(1回) [認定区分により]8,240(824)円～13,623(1,363)円	施設に入所して利用するサービス	
★通所リハビリテーション (要支援1・2、要介護1～5)	老人保健施設や医療機関などで、食事や入浴などの介護や、理学療法や作業療法によるリハビリテーションが受けられます。 ●要支援1・2(1か月) [要支援1]24,176(2,418)円[要支援2]45,070(4,507)円 ●要介護1～5(通常規模型、7時間以上8時間未満)(1回) [認定区分により]8,122(813)円～14,700(1,470)円	サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす
短期入所して利用するサービス	サービス内容と費用のめやす	介護老人福祉施設 ◎地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則：要介護3～5)	常時介護を必要とし、自宅で生活することが困難な方が入所する施設で、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の世話などが受けられます。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、定員29人以下の施設で受けるサービス。 ●多居室(1日) [認定区分により]7,715(772)円～9,180(918)円 (地域密着型の場合)7,852(786)円～9,348(935)円
サービス名・利用対象	サービス内容と費用のめやす	介護老人保健施設 (老人保健施設) (要介護1～5)	病状が安定し、リハビリに重点を置いた介護が必要な方が入所する施設で、医学的な管理のもとで、リハビリテーションを中心とした介護や、日常生活上の世話などが受けられます。 ●多居室(1日) [認定区分により]8,358(836)円～10,666(1,067)円
短期入所生活介護 (要支援1・2、要介護1～5)	特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・排せつ・食事などの介護や、機能訓練などが受けられます。 ●介護老人福祉施設(併設型・多居室)利用(1日) [認定区分により]4,807(481)円～9,423(943)円	介護医療院 (要介護1～5)	長期療養のための医療と介護(日常生活上の世話)を一体的に提供する施設で、介護やその他必要な医療、日常生活上の世話を受けられます。 ●多居室(1日) [認定区分により]8,779(878)円～14,492(1,450)円
短期入所療養介護 (要支援1・2、要介護1～5)	老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで、介護や機能訓練、医療によるケアなどが受けられます。 ●介護老人保健施設(多居室)利用(1日) [認定区分により]6,461(647)円～11,088(1,109)円	【一覧表の見方と留意事項】	
<ul style="list-style-type: none"> ●令和6年4月1日現在の情報です。ただし、★印のサービスの費用のめやすは令和6年6月以降に適用になります。令和6年5月までの費用のめやすは、市役所介護保険課までお問い合わせください。 ●「費用のめやす」として掲載した内容・費用は、各サービスの一例になります。 ●上記の費用は基本的な費用で、サービスによっては、食費・居住費や日常生活費、娯楽費、利用内容等による各種加算などの費用がかかります。 ●()内の金額は、負担割合が1割の場合の利用者負担額になります。 ●◎印のサービスは「地域密着型サービス」で、住み慣れた地域で生活ができるようにする観点から、原則として事業所の所在地の住民のみが利用できるサービスになります。 			